

令和8年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝委託業者選定企画プロポーザル 実施要領

1 目的

沖縄県および公益財団法人沖縄県文化芸術振興会（以下、振興会）では、県民の多様な芸術文化活動を奨励し、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供するため、書道・写真・美術部門の公募展のほか、県内の様々な行事と連携し全県的に芸術文化祭を開催することで、県民文化の向上に寄与することを目的とした沖縄県芸術文化祭を開催している。

本事業を効率的・効果的に実施するための広報宣伝企画の提案を募集し、その選定結果により委託事業者を決定する。

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務名：令和8年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務
- (2) 委託業務内容：令和8年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務に係る企画提案仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり。
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日（水）まで（予定）

3 スケジュール（予定）

令和8年3月31日（火）	質問締切
〃 4月1日（水）	質問回答、参加受付開始
〃 4月10日（金）	事前申込書の提出期限
〃 4月28日（火）	申請書の提出期限
〃 5月1日（金）	参加業者決定通知
〃 5月12日（火）	プレゼンテーション・審査会の実施
〃 5月15日（金）	契約

4 提案内容の要件

別添「仕様書」のとおり

5 事前申込書の提出

事前申込が無い場合、申請書の提出はできません。必ず下記期日までにご提出ください。

- (1) 期 限：令和8年4月10日（金）17時 ※時間厳守※
- (2) 提 出 先：（公財）沖縄県文化芸術振興会 担当：伊是名・松田
※詳細は下記「12 書類の提出先及び問合せ先」を参照ください。
- (3) 提出方法：別紙「事前申込書（様式1）」をFAXまたはメールにて提出すること。

6 申請書の提出

- (1) 期 限：令和8年4月28日（火）17時 ※時間厳守※
- (2) 提出先：（公財）沖縄県文化芸術振興会 担当：伊是名・松田

(3) 提出物：

①令和8年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝委託業者選定企画プロポーザル申請書（様式2）

②企画提案書 5部

- ・原則としてA4版、左綴りとする。但し、必要な資料はA3版（中折り）にする等、適宜工夫してもよい。
- ・企画や意図等が容易に理解できるよう、図表等を用いる工夫をすること。
- ・業務の実施体制図を添付すること。
- ・提出する企画提案書は各社1案までとする。ただし、デザイン案はその限りではない。

③見積書 5部（様式3。※原本は1部でもよい）

- ・企画提案書と別綴りとする。提案する企画に係る費用の総額は、見積要件を超えないものとする。

④協定書 1部（任意様式。※共同企業体の場合のみ。）

⑤団体概要 1部（任意様式。※共同企業体の場合は、各構成団体の概要を添付すること。）

7 質問及び回答について

(1) 質問方法：メールにより提出すること。

(2) 受付期限：令和8年3月31日（火）

(3) 回答方法：期間中に提出のあった質問事項に対する回答を、令和8年4月1日（水）までに振興会ホームページ上に掲載する。

8 委託業者選定方法

(1) 応募のあった企画提案についてプレゼンテーションを行い、原則として第1位と選定された業者と契約するが、委託に関して必要な協議が合意にいたらない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議のうえ契約する。なお、審査の結果については、後日電子メール及び書面にて通知する。

(2) プレゼンテーション日程

①日時：令和8年5月12日（火） ※日時、順番等は後日連絡する。

②場所：（公財）沖縄県文化芸術振興会 会議室

9 企画提案書の審査

(1) 第一次審査（申請書審査）

振興会において書面審査を行ったうえで、第二次審査の対象となる企画提案を選定する。選定された業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

審査委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた企画提案者を受託業者として選定する。なお、結果は、選定の内容を問わず電子メール及び書面にて通知する。

※第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ プレゼンテーションにおける各者の説明及び質疑応答の持ち時間は、各 20 分とする。

(内訳：10 分・・・説明 10 分・・・質疑応答)

ウ 企画提案の説明者は、1 人とする。また、業務委託契約を締結した場合、当該説明者は本業務の担当者とすること。(原則として、企画提案の説明者と業務委託契約後における本業務の担当者を同一者とする。)

なお、共同企業体が応募者の場合、当該説明者以外の者が、部分的かつ補助的に説明を行うことを可とする。

エ 第二次審査においては、提出した企画提案書について説明することとし、資料の追加は認めない。(説明用パソコンや映写用プロジェクターは振興会が準備するため、企画提案者による機器の持ち込みは原則不可。持ち込みを行う必要がある場合は、事前に振興会と調整すること)。提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーション審査を行う。

10 二次審査(プレゼンテーション審査)の評価基準(50 点満点)

- (1) 規定企画 (10 点)
- (2) 企業提案 (20 点)
- (3) デザイン (10 点)
- (4) 経費 (5 点)
- (5) 総合評価 (5 点)

11 その他

- (1) 企画プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、プロポーザル終了後返却しない。
- (3) 令和 8 年度沖縄県芸術文化祭広報宣伝業務は、令和 8 年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。沖縄県及び当財団理事会において、当初予算案が否決された場合、又は予算額に変更があった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (4) 採用された企画案については、採用後の調整で若干変更することがある。
- (5) 制作物の著作権については、振興会に帰属する。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は振興会と別途協議すること。
- (7) 企画提案書及び見積書の宛名は、「(公財) 沖縄県文化芸術振興会理事長あて」とすること。

12 書類の提出先及び問合せ先

〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 6 階 605

(公財) 沖縄県文化芸術振興会 担当：伊是名、松田

電話：098-987-0926 FAX：098-987-0928

メール：kengeisai@okicul-pr.jp